

第57回 個人型年金規約策定委員会次第

令和5年2月28日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和5年度 個人型確定拠出年金 事業計画 (案)
- (2) 令和5年度 国民年金基金連合会予算 (案) [確定拠出年金事業経理]

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和5年2月28日現在)

	氏 名	役 職
委員	いがらし 五十嵐 かつや 也	日本商工会議所理事
委員	うえだ 上 田 けんいちろう 憲 一 郎	帝京大学経済学部経営学科教授
委員	こばやし 小 林 つかさ 司	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局長
委員	すずき 鈴 木 ゆり 里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	のじり 野 尻 さとし 史	合同会社フィンウェル研究所代表
委員	はら 原 か な こ 子	株式会社 TIMコンサルティング取締役
委員	まつもと 松 本 やすゆき 康 幸	一般社団法人全国銀行協会理事
委員	わたなべ 渡 邊 きぬ こ 子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授
	まつした 松 下 むつみ 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第57回規約策定委員会
資料1
令和5年2月28日

第1号議案

令和5年度 個人型確定拠出年金事業計画(案)

令和5年度 個人型確定拠出年金 事業計画（案）

1 iDeCoの実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金（iDeCo）の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施する。

特に、年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、オンライン化の更なる推進や、事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組む。

2 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

(1) 令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進する。その際、「資産所得倍増プラン」に盛り込まれたiDeCoの手続きの簡素化の観点も踏まえて、対応を検討する。

① DB（確定給付型）の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ（令和6年12月施行）

② 事業主証明や第2号加入者の届出の廃止を含めた効率化（廃止時期は令和6年12月以降）

(2) 手数料水準に係る検討

手数料水準の検証・改定等について、令和2年5月成立の年金制度改正法等の実施のためのシステム開発費、改正

法の施行後の加入者の動向等を踏まえつつ、4の「デジタル改革」への対応等、新たな要因も加味して、引き続き検討を行う。

3 オンライン化の更なる推進

これまでにオンライン化した加入申出書・移換申出書や住所変更届などのオンライン化の推進を図るとともに、その他の届出の申請手続のオンライン化について、令和5年度において具体的な内容を検討し、システム開発に着手する。

また、iDeCo プラス制度導入等の際の事業主の手続についても、順次オンライン化を検討する。

4 「デジタル改革」に対する対応

電子交付を希望するiDeCo 加入者に対し、マイナポータルを經由して控除証明書を電子交付することができる仕組みを構築する。

また、3に記載のあるとおり、申請手続のオンライン化について、具体的な内容について検討を進め、システム開発に着手する。

5 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備を図るとともに、自動移換者対策等を着実に実施する。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、年金制度改正事項への対応も含めた体制を確保するとともに、モニタリング、連絡調整等の取組、各種手続等のオンライン化等により効率化を図る。

(2) コールセンターの体制強化等

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後の業務増等への対応や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進する。

また、加入者からの問合せの増加も踏まえ、加入者向け対応方策の拡充・強化を検討する。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実施を図る。制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発においても、適切に連携する。

なお、令和4年度から運営管理機関から意見を募集し実施している iDeCo+の事務改善について、引き続き取組を行う。

(4) 自動移換者対策の実施

企業型DCの普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施する。

6 iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進する。

(1) 確定給付企業年金と iDeCo の合算管理等の施行に向けた周知及び広報

令和6年12月に確定給付企業年金と iDeCo の合算管理等が施行されることから、その実施時期に併せ、iDeCo 公式サイトのリニューアルを検討する。

(2) iDeCo の認知度の向上及び理解の促進のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、国民年金基金の普及啓発・広報と連携した取組等を行う。

また、iDeCo セミナー及び iDeCo と国民年金基金との合同セミナー（いずれもオンライン開催）の実施等を通じ、iDeCo の認知度の向上及び理解の促進のため取組を行う。

さらに、iDeCo プラスセミナー（オンライン開催）の実施や iDeCo プラスの導入解説動画の作成等を通じ、iDeCo プラスの認知度の向上及び理解の促進のための取組を行う。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

iDeCo 加入者等への投資教育を委託した企業年金連合会が作成した iDeCo の投資教育動画の周知・広報を行うとともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。

個人型確定拠出年金事業の概況（令和4年12月末現在）

第57回規約策定委員会

第1号議案 参考資料

令和5年2月28日

個人型確定拠出年金事業の概況 （令和4年12月末現在）

1 加入者数等

① 加入者等（カッコ内は対前年同期比）

加入者	第1号			第2号			第3号	第4号	運用指図者	自動移換者 (資産なしの者を含む*)
	加入者	加入者	加入者	企業年金なし	企業年金あり	共済組合員				
2,784,855 (122.4%)	303,505 (118.5%)	2,354,335 (122.3%)	1,406,343 (121.0%)	364,002 (134.8%)	583,990 (118.5%)	122,922 (130.5%)	4,093 (-)	817,078 (106.6%)	1,160,366 (109.2%)	

② 新規加入者等（カッコ内は対前年同期比）

	新規加入者	新規運用指図者	合計
令和2年度累計	437,509 (108.0%)	149,194 (110.5%)	586,703 (108.6%)
令和3年度累計	526,311 (120.3%)	172,074 (115.3%)	698,385 (119.0%)
令和4年度累計 (4月~12月)	439,394 (112.1%)	118,754 (91.2%)	558,148 (106.9%)

③ 新規自動移換者（カッコ内は対前年同期比）

	令和2年度累計	令和3年度累計	令和4年度累計 (4月~12月)
143,590 (94.9%)	135,899 (94.6%)	115,485 (111.0%)	

【参考：電子申請による加入状況】

	令和4年12月分合計	電子申請分
新規加入者	52,134	7,014 (13.5%)
新規運用指図者	12,940	2,792 (21.6%)

(注) 電子申請に対応している運営管理機関は29社。

*自動移換者は資産なしの者（記録のみ管理）を含む。参考（令和4年3月末時点）：自動移換者1,083,116人のうち資産なしの者は475,444人（43.9%）

2 加入者の掛金額分布・平均（毎月定額拠出）

掛金額	合計	第1号			第2号			第3号	第4号
		加入者	加入者	加入者	企業年金なし	企業年金あり	共済組合員		
10,000円未満	451,386	63,893	355,872	237,907	51,929	66,036	31,457	164	
10,000円~	1,132,115	59,670	1,049,596	276,187	281,608	491,801	22,654	195	
15,000円~	66,517	9,414	53,652	52,311	1,341		3,413	38	
20,000円~	937,384	42,522	831,952	810,613	21,339		62,481	429	
25,000円~	4,329	4,274		第1号加入者平均	28,767円			55	
30,000円~	23,219	22,978		第2号加入者平均	14,551円			241	
35,000円~	2,820	2,769		企業年金なし	16,836円			51	
40,000円~	6,174	6,080		企業年金あり	11,244円			94	
45,000円~	1,812	1,774		共済組合員	11,024円			38	
50,000円~	15,868	15,591		第3号加入者平均	15,451円			277	
55,000円~	1,246	1,237		第4号加入者平均	51,017円			9	
60,000円~	4,004	3,898		加入者全体平均	16,202円			106	
65,000円~	65,385	63,114						2,271	
人数計(注)	2,712,259	297,214	2,291,072	1,377,018	356,217	557,837	120,005	3,968	

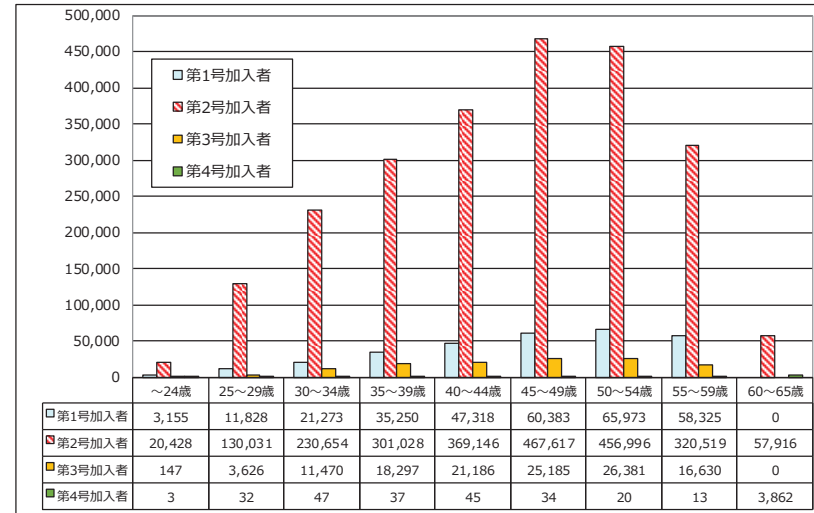
(注) 加入者の掛金分布・平均（毎月定額拠出）の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。

【参考：年単位拠出】（カッコ内は年単位拠出届出率）

合計	第1号	第2号	第2号			第3号	第4号
加入者	加入者	加入者	企業年金なし	企業年金あり	共済組合員	加入者	加入者
72,596 (2.61%)	6,291 (2.07%)	63,263 (2.69%)	29,325 (2.09%)	7,785 (2.14%)	26,153 (4.48%)	2,917 (2.37%)	125 (3.05%)

3 加入者の分布状況

① 年齢別分布



② 男女別分布

男	女	計
1,617,624 (58.1%)	1,167,231 (41.9%)	2,784,855 (100.0%)

③ 運営管理機関業態別加入者等

業態	機関	加入者	運用指図者	合計	シェア
都市銀行	4	427,874	214,302	642,176	17.8%
地方銀行	47	192,846	55,784	248,630	6.9%
信用金庫	67	38,918	7,911	46,829	1.3%
労働金庫	13	258,040	19,682	277,722	7.7%
信用組合	0	0	0	0	0.0%
証券	8	1,449,215	194,813	1,644,028	45.6%
生命保険	6	45,515	94,248	139,763	3.9%
損害保険	3	257,353	104,273	361,626	10.0%
専業会社等	6	97,940	124,104	222,044	6.2%
投信会社	3	17,154	1,961	19,115	0.5%
計	157	2,784,855	817,078	3,601,933	100.0%

4 登録事業所

710,237事業所

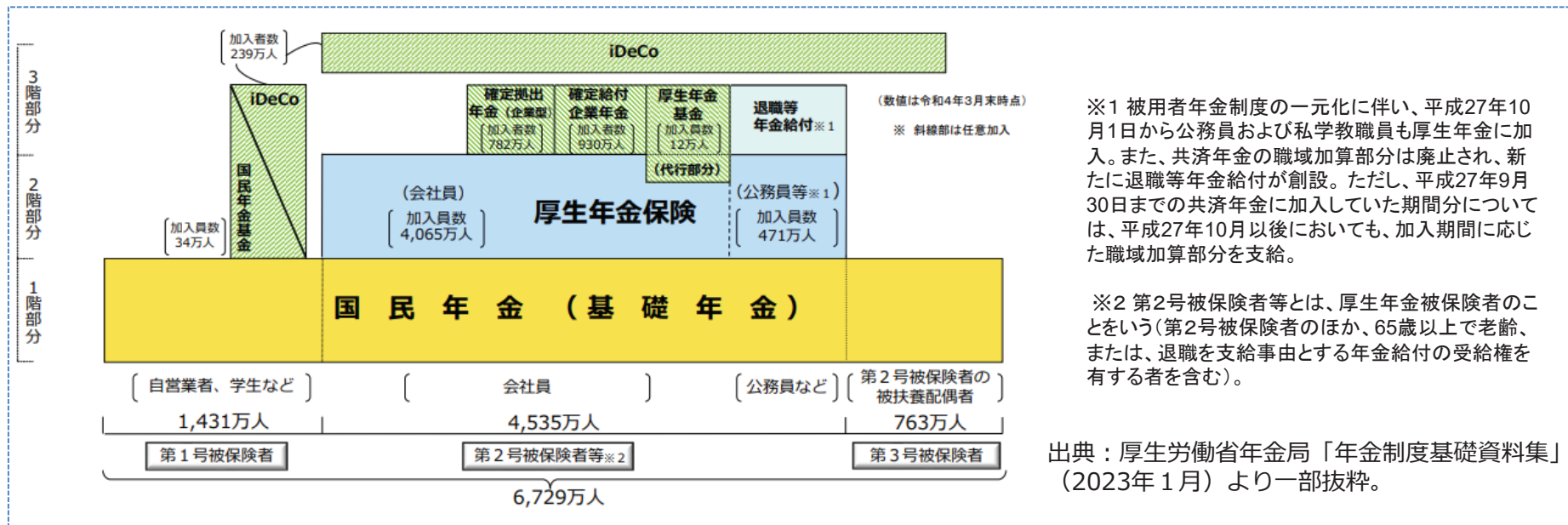
5 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

（ 中小事業主掛金の拠出対象者

5,444 事業所
34,699 人 ）

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者等について

	2019年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2020年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2021年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2022年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2022年9月末時点 (新規加入者は4月～9月累計)	2022年12月末時点 (新規加入者は10月～12月累計)
第1号加入者	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	216,848人 (うち新規加入者51,209人)	269,866人 (うち新規加入者69,928人)	291,329人 (うち新規加入者33,144人)	303,505人 (うち新規加入者13,855人)
第2号加入者	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,647,649人 (うち新規加入者364,821人)	2,015,130人 (うち新規加入者426,922人)	2,232,844人 (うち新規加入者234,245人)	2,354,335人 (うち新規加入者133,102人)
第3号加入者	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	74,547人 (うち新規加入者21,479人)	102,776人 (うち新規加入者29,461人)	115,404人 (うち新規加入者14,410人)	122,922人 (うち新規加入者6,450人)
第4号加入者	—	—	—	—	3,235人 (うち新規加入者3,258人)	4,093人 (うち新規加入者930人)
計	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,939,044人 (うち新規加入者437,509人)	2,387,772人 (うち新規加入者526,311人)	2,642,812人 (うち新規加入者285,057人)	2,784,855人 (うち新規加入者154,337人)
登録事業所	404,074事業所	482,399事業所	559,260事業所	646,237事業所	690,264事業所	710,237事業所



令和2年の制度改革の施行状況

○ 既に、制度改革が施行された主な事項

- ① 令和2年10月に施行
 - ・ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の対象事業主の拡大
- ② 令和4年4月に施行
 - ・ iDeCoの受給開始時期の拡大（iDeCoの受給開始の上限年齢を75歳に引き上げ）
- ③ 令和4年5月に施行
 - ・ 加入可能年齢の拡大
 - ・ ポータビリティの改善（終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換の実施）
 - ・ 脱退一時金の受給要件の見直し
- ④ 企業型DC（企業型確定拠出年金）とiDeCoの同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）

（改正前）企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限定。

（改正後）規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善を図る。

具体的には、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC（確定拠出年金）全体の拠出限度額（月額5.5万円）から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。

※ 上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。

○ 今後、制度改革が施行される事項

- ① DB（確定給付企業年金）加入者のiDeCo拠出限度額の引上げ（令和6年12月施行）

（改正前）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額1.2万円

（改正後）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額2万円に引き上げ。

ただし、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）からDBの掛金相当額と企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲とする。

資産所得倍増プランについて①

- 「資産所得倍増プラン」において、iDeCo改革が盛り込まれた。
- 当該プランを踏まえて、iDeCoに関する対応方針として、第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2022年12月7日）において、以下のとおり今後の対応方針が示された。

第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2022年12月7日）資料1より抜粋

3. 資産所得倍増プラン等を踏まえた今後の対応について

【iDeCo制度の改革（第二の柱）】

①iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

・iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改革において、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

・拠出限度額については、令和元年12月25日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改革に向けて検討を行っていく。

・iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改革に向けて検討を行っていく。

③iDeCoの手続きの簡素化について

・令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

【中立的で信頼できるアドバイス提供の促進（第三の柱）、金融経済教育の充実【第五の柱】】

- ・事業主における投資教育促進に向けて、セミナーの実施やe-ラーニングの充実等の支援策について関係団体等とともに検討し、取組を進めていく。その際には、従業員が職域において中立的な認定アドバイザーを活用した場合に支援を行う仕組みについても周知し、活用を促していく。
- ・助言対象を絞った投資助言葉の登録要件の緩和について、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、投資助言葉の所管省庁である金融庁と調整を行っていく。

【企業による資産形成の支援強化（第四の柱）】

- ・中小企業において企業年金やiDeCoが広がるよう、具体的な周知広報等の取組について検討し速やかに実施するとともに、令和2年法改正時の附則において規定されている中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等についても、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

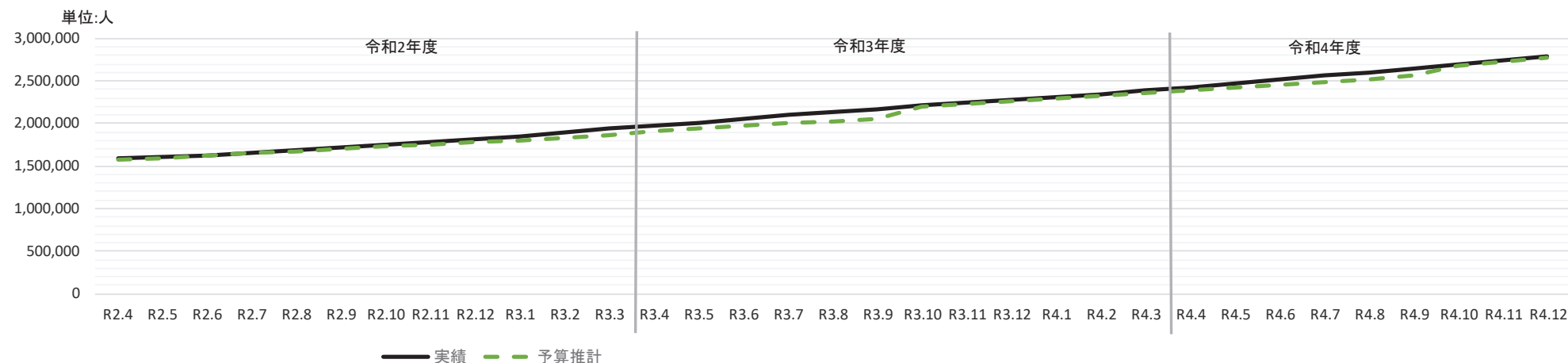
【顧客本位の業務運営の確保（第七の柱）】

- ・金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者に対して、横断的に、最終受益者の最善の利益を図る取組の定着や底上げが図られるよう必要な取組を促すことについて、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、金融庁と連携して対応していく。
- ・幅広い関係者との対話や、運用体制・手法に係るベストプラクティスの共有・普及について、具体的な対応を金融庁とともに検討し、対応を進めていく。

- 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)及びデジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)において、令和7年末までに原則すべての行政手続のオンライン化、マイナンバー制度の利活用の推進などの方針が決定されている。
- iDeCoに関連する内容は以下のとおり。
 - ① マイナポータルから連携できる控除証明書等の拡大
 - ② マイナポータル等を活用した手続のオンライン化
 - ③ マイナンバー制度における情報連携の拡大
 - ④ マイナンバーを用いた加入手続のオンライン化
 - ⑤ 公金受取口座の利用促進 等
- 令和5年度においては、以下の取組を予定。
 - ・ 電子交付を希望するiDeCo加入者に対し、マイナポータルを經由して控除証明書を電子交付することができる仕組みを構築。
 - ・ これまでにオンライン化した加入申出書・移換申出書や住所変更届などのオンライン化の推進とともに、その他の届出の申請手続のオンライン化について、具体的な内容について検討を実施。

iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

1 加入者の推移及び見込み件数(令和2年度～令和4年度(12月迄))



(1) 加入の状況

① 令和4年度(12月迄)の新規加入者は、月平均約48,800人、令和3年度月平均約43,900人、前年度比111.2%となっている。

② 新規加入者の令和4年度(12月迄)の内訳は以下の通り。

		※カッコ内は令和3年度	
・ 第1号加入者	11% (13%)	・ 第2号加入者(共済組合員)	16% (19%)
・ 第2号加入者(企業年金なし)	48% (49%)	・ 第3号加入者	5% (6%)
・ 第2号加入者(企業年金あり)	19% (13%)	・ 第4号加入者(※)	1% (-)

(※) 令和4年5月から国民年金の任意加入被保険者も加入対象拡大。

(2) 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の状況

令和2年10月に制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大したことにより、実施事業所の月平均件数が増加(令和4年度(12月迄)132社/令和3年度131社)しており、前年度比ほぼ横這いとなっている。

(参考) 実施事業所の状況

年度	実施事業所	(中小事業主掛金の拠出対象者)
令和3年度	4,254事業所	(26,788人)
令和4年度(12月迄)	5,444事業所	(34,699人)

iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

2 事務処理センター・コールセンターの状況

(1) 事務処理センターの処理状況

単位：件

令和4年度(a)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度平均
		147,371	158,062	186,538	170,056	172,150	150,334	168,355	165,905	202,575	-	-	-
令和3年度(b)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和3年度平均
		166,974	136,751	173,081	152,649	146,883	131,448	137,376	150,491	159,904	154,526	162,792	186,493
前年同月比 (a)/(b)	88%	116%	108%	111%	117%	114%	123%	110%	127%	-	-	-	109%

事務処理誤り等 月平均発生件数	令和4年度(c)	発生率
		4
	令和3年度(d)	発生率
		8

(2) コールセンターの状況

単位：件

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度平均
入電件数(A)	12,674	12,288	14,819	12,259	14,077	13,213	18,291	28,171	24,970	-	-	-	16,751
前年同月比	61%	68%	94%	94%	110%	111%	116%	124%	153%	-	-	-	108%
受電件数(B)	12,360	11,970	14,357	11,906	13,751	12,695	17,446	24,070	17,832	-	-	-	15,154
前年同月比	102%	109%	120%	97%	112%	109%	113%	109%	112%	-	-	-	111%
受電率(B/A)	98%	97%	97%	97%	98%	96%	95%	85%	71%	-	-	-	-

※令和4年度(12月末迄)の入電総呼数は37万件であり、現時点での総受電数/入電総呼数は約4割程度となっている。

3 利便性向上や効率化の取組

- ・ 令和3年1月より、加入申出書と移換申出書について、オンラインでの受付を開始。令和4年度は9運営管理機関追加(累計29運営管理機関)。
- ・ 企業型確定拠出年金(企業型DC)加入者のiDeCo加入の要件緩和が令和4年10月に施行および第2号被保険者についても日本年金機構との資格確認を行うことになり、加入者、事業主からの照会が増加したため、受電率が下がっている。通知物の増加に対応して、令和4年11月中旬～12月初旬および令和5年1月中旬から臨時コールセンターを設置。

令和5年度のiDeCo広報活動について

1 確定給付企業年金とiDeCoの合算管理等の施行に向けた周知及び広報

令和6年12月に確定給付企業年金とiDeCoの合算管理等が施行されることから、その実施時期に併せ、iDeCo公式サイトのリニューアルを検討する。

(令和4年度における取り組み)

※ 令和4年10月に企業型DCとiDeCoの同時加入の要件が緩和されたことに伴い、パンフレット・チラシの改訂を行うとともに、iDeCo公式サイトのWeb広告を行うなど、周知・広報を行った。

2 iDeCoの認知度の向上及び理解の促進のための更なる取組

・パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、国民年金基金の普及啓発・広報と連携した取組等を行う。

・iDeCoセミナー及びiDeCoと国民年金基金との合同セミナー(オンライン)の実施等を通じ、iDeCoの認知度の向上及び理解の促進のための取組を行う。

・iDeCoプラスセミナー(オンライン)の実施やiDeCoプラスの導入解説動画の作成等を通じ、iDeCoプラスの認知度の向上及び理解の促進のための取組を行う。

(令和4年度における取り組み)

※ iDeCoと国民年金基金の両制度を記載したパンフレットを作成・配付。

※ 愛媛県(伊予銀行)、栃木県(足利銀行)周辺の在住者を対象にiDeCoのオンラインセミナーを実施するとともに、在住地域を限定しないオンラインセミナーも実施。

※ iDeCoプラスセミナーを三井住友銀行及びりそな銀行と共催し実施。

3 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

iDeCo加入者等への投資教育を委託した企業年金連合会が作成したiDeCoの投資教育動画の周知・広報を行うとともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。

(令和4年度における取り組み)

※ 企業年金連合会が加入者向けの投資教育を実施。

※ 「動画で学ぶiDeCo特設サイト」の認知度を上昇させるため、当該サイトのWeb広告を実施。

第2号議案

令和5年度 国民年金基金連合会予算(案)

[確定拠出年金事業経理]

国民年金基金連合会 令和5年度予算

予算総則

(収入支出予算の総額及び区分等)

第1条 国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和5年度の収入支出予算の総額を、年金経理にあつては、収入56,117,760千円、支出42,861,710千円、業務経理にあつては、収入及び支出それぞれ1,382,450千円、事業経理事業会計にあつては、収入及び支出それぞれ1,642,613千円、事業経理給付確保会計にあつては、収入134,254,861千円、支出135,446,549千円、事業経理共同運用会計にあつては、収入145,100,983千円、支出137,010,081千円、事業経理財政調整会計にあつては、収入713,721千円、支出17,331千円、事業経理年金財政安定会計にあつては、収入1,444,797千円、支出35,084千円、確定拠出年金事業経理事業会計にあつては、収入及び支出それぞれ6,955,518千円、確定拠出年金事業経理特定業務会計にあつては、収入20,824,195千円、支出1,000千円とし、その収入の性質及び支出の目的別の区分は、別紙収入支出予算による。

(人件費及び物件費の最高限度額)

第2条 令和5年度の業務経理における人件費(役職員給与、役職員諸手当)の最高限度額を355,065千円、物件費(旅費、事務諸費)の最高限度額を225,050千円とする。

2 前項の最高限度額は、第5条の規定により経費の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けた場合

において、当該流用又は使用により、これらの額を超えることとなるときは、これらの額にその超える額を加算して得た額とする。

(借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額)

第3条 令和5年度の確定拠出年金事業経理事業会計における長期借入金の最高限度額を965,160千円とする。

(年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額)

第4条 令和5年度の年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額を892,929千円とする。

(予算の流用)

第5条 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成3年厚生省令第9号。以下「財務会計省令」という。)第20条において準用する財務会計省令第12条第2項の規定により、相互流用又は予備費使用につき厚生労働大臣の承認を受けなければならない経費は、業務経理の次の経費とする。

ア 役職員給与

イ 役職員諸手当

ウ 経費の流用又は予備費の使用により、業務経理における令和5年度の人件費又は物件費が第2条第1項に規定する額を超えることとなる場合における当該流用又は使用に係る経費(ア及びイに掲げる経費並びに人件費から物件費へ10%以内の経費を流用する場合を除く。)

(予算の繰越)

第6条 財務会計省令第20条において準用する財務会計省令第13条第1項ただし書の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができない経費は、業務経理における役職員給与及び役職員諸手当とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第7条 連合会は、年金経理の支出予算又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として年金経理又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算の額を増額することができる。

2 連合会は、業務経理において、会費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事務費の支出予算の額を増額することができる。

3 連合会は、事業経理事業会計において、受託費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費の支出予算の額を増額することができる。

4 連合会は、確定拠出年金事業経理事業会計において、手数料収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費及び委託費の支出予算の額を増加することができる。

5 連合会は、確定拠出年金事業経理特定業務会計において、

特定業務納付金の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、特定業務交付金の支出予算の額を増額することができる。

(役員及び職員の定数の増加の禁止)

第8条 この収入支出予算の予算金額の範囲内であっても、この予算で予定した役員及び職員の定数をみだりに増加しないものとする。

収入支出予算

〔確定拠出年金事業経理〕（事業会計）

科 目	4年度予算額	5年度推計額
(収入)	千円	千円
手数料収入		
手数料	4,712,235	5,561,612
補助金収入		
事務費国庫補助金	0	0
借入金		
長期借入金	682,000	965,160
雑収入		
受取利息等	0	0
前年度よりの繰入金		
前年度よりの繰入金	453,779	102,780
剰余金受入金		
剰余金受入金	0	325,966
収入合計	5,848,014	6,955,518
(支出)		
事業事務費	2,668,276	3,061,762
役員給与	127,740	136,956
役員諸手当	136,193	148,801
人件費計	263,933	285,757
旅費	601	565
事業諸費	2,403,742	2,775,440
物件費計	2,404,343	2,776,005
策定委員会費		
策定委員会費	888	738
委託費	1,459,861	1,848,603
基金事務委託費	0	0
業務委託費	1,459,861	1,848,603
繰入金		
基本金へ繰入れ	1,339,314	1,640,047
雑支出		
雑支出	348,675	372,368
租税公課		
租税公課	31,000	32,000
支出合計	5,848,014	6,955,518

(収入合計)

(支出合計)

(収支差)

6,955,518千円 - 6,955,518千円 = 0千円

収入支出予算

〔確定拠出年金事業経理〕（特定業務会計）

科 目	4年度予算額	5年度推計額
(収入)	千円	千円
納付金		
特定業務納付金	19,728,427	20,824,195
収入合計	19,728,427	20,824,195
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000	1,000
支出合計	1,000	1,000

(収入合計)

(支出合計)

(収支差)

20,824,195千円 - 1,000千円 = 20,823,195千円

令和5年度収入支出予算【確定拠出年金事業経理】

収入（単位：千円）					
大分類	中分類	令和4年度予算額	令和5年度予算額	増減	主な増減理由（増減金額は千円単位）
手数料収入		4,712,235	5,561,612	849,377	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者 477,942人⇒556,800人（+78,858人） ・現存加入者 31,009,828人⇒37,942,324人（+6,932,496人）
	手数料	4,712,235	5,561,612	849,377	
借入金		682,000	965,160	283,160	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度改正法（DBとiDeCoの掛金相当額も含めた拠出限度額管理等）の実施に伴うシステム開発経費（473,000） ・デジタル化に伴うシステム開発経費（165,000） ・マイナポータル導入に伴う開発経費（327,160）
	借入金収入	682,000	965,160	283,160	
前年度よりの繰入金		453,779	102,780	△ 350,999	4年度収支差見込額の一部を繰入れ
	前年度よりの繰入金	453,779	102,780	△ 350,999	
剰余金受入金		0	325,966	325,966	3年度決算に係る確定剰余金からの受入金
	剰余金受入金	0	325,966	325,966	
収入合計		5,848,014	6,955,518	1,107,504	

支出（単位：千円）					
大分類	中分類	令和4年度予算額	令和5年度予算額	増減	主な増減理由（増減金額は千円単位）
事業事務費		2,668,276	3,061,762	393,486	
	役職員給与	127,740	136,956	9,216	定員増による増額（2名）
	役職員諸手当	136,193	148,801	12,608	
	旅費	601	565	△ 36	
	事務諸費	2,403,742	2,775,440	371,698	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機借料（+166,923） ・掛金収納経費（+116,134） ・通知書等発送経費（+33,547） ・加入者向け対応方策の拡充・強化に要する経費（+20,000）
策定委員会費		888	738	△ 150	
	委員報酬補償費	888	738	△ 150	
委託費		1,459,861	1,848,603	388,742	・事務処理センター・コールセンターの増（+388,742）
	業務委託費	1,459,861	1,848,603	388,742	
繰入金		1,339,314	1,640,047	300,733	・法律改正対応〔2020法律改正等の2022施行分〕（△462,000）
	基本金へ繰入	1,339,314	1,640,047	300,733	<ul style="list-style-type: none"> ・法律改正対応〔2020法律改正等の2024施行分〕（+330,000） ・メインフレーム更改（+110,453） ・マイナポータル(デジタル改革)対応（+294,160） ・デジタル化対応（+165,000）
雑支出		348,675	372,368	23,693	
	雑支出	348,675	372,368	23,693	・償還金（+23,678）
租税公課		31,000	32,000	1,000	
	租税公課	31,000	32,000	1,000	
支出合計		5,848,014	6,955,518	1,107,504	

[参考1]

[確定拠出年金事業経理](事業会計)「事業諸費」の内訳について

(単位：千円)

内 訳	令和4年度予算額	令和5年度推計額	増▲減額	備 考
1 印刷製本費	53,758	33,563	▲ 20,195	[減要因] 小冊子(加入者の手引き等)のリニューアルに伴う減
2 通信運搬費	376,163	409,710	33,547	[増要因] 加入者増加に伴う通知書等の送料の増
3 掛金収納費	751,618	867,752	116,134	[増要因] 加入者増加に伴う増
4 雑役務費(封入封緘等)	351,074	365,958	14,884	
5 電子計算機関係経費	623,877	847,982	224,105	[増要因] 電子計算機借料等の増
6 システム開発経費	135,003	129,152	▲ 5,851	
7 その他経費(借料損料等)	112,249	121,323	9,074	
(再掲)広報関係経費	40,628	31,633	▲ 8,995	
事業諸費 計	2,403,742	2,775,440	371,698	

[参考2]

[確定拠出年金事業経理](事業会計)「業務委託費」の内訳について

(単位:千円)

内 訳	令和4年度予算額	令和5年度推計額	増▲減額	備 考
1 事務処理センター (運管コールセンターを含む)	1,336,194	1,716,149	379,955	[増要因] 加入者増加に伴う処理件数の増
2 加入者等コールセンター	98,345	107,132	8,787	
3 書類保管経費	2,112	2,112	0	
4 広報業務委託費	23,210	23,210	0	
業務委託費 計	1,459,861	1,848,603	388,742	

予 定 損 益 計 算 書

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和4年度予算額	令和5年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和4年度予算額	令和5年度推計額
事業事務費		2,668,276	3,061,762	手数料収入			
	役職員給与	127,740	136,956		手数料	4,712,235	5,561,612
	役職員諸手当	136,193	148,801				
	旅費	601	565	補助金収入			
	事業諸費	2,403,742	2,775,440		事務費国庫補助金	0	0
策定委員会費		888	738	雑収入			
	委員報酬補償費	496	496		受取利息等	0	0
	委員旅費	198	48				
	策定委員会需用費	191	191	前年度よりの繰入金			
	策定委員会会議費	3	3		前年度よりの繰入金	453,779	102,780
委託費							
	業務委託費	1,459,861	1,848,603	剰余金受入金			
					剰余金受入金	0	325,966
繰入金							
	基本金へ繰入れ	1,339,314	1,640,047				
雑支出				不足金			
	雑支出	844,401	956,022		当年度不足金	1,177,726	1,548,814
租税公課							
	租税公課	31,000	32,000				
計		6,343,740	7,539,172	計		6,343,740	7,539,172

予 定 損 益 計 算 書

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和4年度予算額	令和5年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和4年度予算額	令和5年度推計額
交 付 金				納 付 金			
	特定業務交付金	0	0		特定業務納付金	0	0
	計	0	0		計	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

(確定拠出年金事業経理・特定業務会計)

(単位：千円)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
大 分 類	中 分 類	令和4年度予算額	令和5年度推計額	大 分 類	中 分 類	令和4年度予算額	令和5年度推計額
流動資産		291,387,363	312,211,558	特定管理資産			
	預貯金	290,887,363	311,711,558		特定管理資産	291,387,363	312,211,558
	未収金	500,000	500,000				
	計	291,387,363	312,211,558		計	291,387,363	312,211,558

今後の収支見通し

(令和5年2月作成)

(単位：百万円)

年度	総事業費	手数料収入	剰余金繰入金	長期借入金	長期借入返済	長期借入残高	
						平成28年改正分 ※1	令和2年改正分等 ※2
4年度	5,509	4,712	454	682	339	781	2,150
5年度	6,594	5,562	429	965	362	420	3,116
6年度	6,285	6,199	0	660	574	0	3,621
7年度	6,206	6,742	0	0	536	－	3,086
8年度	6,910	7,279	0	0	368	－	2,717
9年度	7,241	7,756	0	0	516	－	2,202
10年度	7,475	8,175	0	0	700	－	1,502
11年度	7,672	8,570	0	0	898	－	604
12年度	7,528	8,943	0	0	604	－	0

< 長期借入残高について >

※1 平成28年改正分の長期借入（平成28年度及び平成29年度に借入した合計16.60億円）については、令和4年度末の借入残高が7.81億円であり、令和6年度に返済が完了すると見込んでいる。

※2 令和2年改正分、デジタル改革対応分の長期借入（令和2年度～4年度に借入する21.50億円及び令和5年度・6年度に借入を見込んでいる16.25億円の合計37.75億円）については、令和6年度から返済を開始して、令和12年度に返済が完了すると見込んでいる。

< 長期借入返済について >

・令和5年度～11年度の各年度における長期借入返済については、当該年度における収入超過額（手数料収入+剰余金繰入金+長期借入金－総事業費）で見込んでいる。

< その他 >

・手数料については、新規加入時等手数料2,829円、新規自動移換時手数料1,048円及び掛金収納等手数料105円で見込んでいる。

・総事業費については、経常経費に加え、次期法律改正（5年毎）対応の経費（令和8年度・9年度5億円、令和10年度2.5億円）も見込んでいる。

加入者数等の推計

(単位：百人)

年 度	加入者						運用指図者				自動移換者			【参考】 企業型年金加入資格喪失による移換者 (a2+C+F)
	新規加入者 (A)			加入者資格喪失者 (B)	年度末現存加入者 (前年度末現存加入者 + A - B)	運用指図者増加 (C+D)		運用指図者資格喪失者 (E)	年度末現存運用指図者 (前年度末現存運用指図者 + C+D-E)	新規自動移換者 (F)	自動移換喪失者 (G)	年度末現存自動移換者 (前年度末現存自動移換者 + F-G)		
	新規加入者 (狭義) (a1)	企業型からの移行者 (a2)	運用指図者からの移行者 (a3)			新規運用指図者 (C)	加入者から運用指図者への移行者 (D)							
H30年度実績	3,924	3,289	499	136	361	12,100	757	352	684	5,750	1,340	835	7,848	2,596
R1年度 "	4,050	3,295	597	159	522	15,628	842	509	771	6,330	1,513	388	8,973	2,952
R2年度 "	4,375	3,531	650	194	613	19,390	895	596	787	7,035	1,436	456	9,953	2,982
R3年度 "	5,263	4,241	772	250	776	23,878	965	755	865	7,891	1,359	481	10,831	3,097
R4年度推計	5,678	4,368	835	475	597	28,959	991	569	1,212	8,239	1,400	524	11,707	3,226
R5年度 "	5,568	4,548	732	288	674	33,853	1,012	637	1,148	8,740	1,400	552	12,556	3,144
R6年度 "	5,544	4,524	732	288	779	38,618	1,042	735	1,220	9,297	1,400	590	13,366	3,174
R7年度 "	5,496	4,488	720	288	880	43,234	1,072	831	1,298	9,902	1,400	626	14,141	3,192
R8年度 "	5,472	4,464	720	288	979	47,728	1,102	924	1,383	10,546	1,400	660	14,881	3,222
R9年度 "	5,436	4,440	708	288	1,724	51,440	1,132	1,664	1,507	11,834	1,400	693	15,587	3,240
R10年度 "	5,400	4,404	708	288	1,910	54,930	1,162	1,846	1,687	13,155	1,400	725	16,262	3,270
R11年度 "	5,352	4,368	708	276	2,033	58,250	1,192	1,965	1,865	14,447	1,400	755	16,907	3,300
R12年度 "	5,304	4,332	696	276	2,149	61,404	1,222	2,078	2,038	15,708	1,400	784	17,524	3,318

※1 新規加入者 (A)

- ・R4年度推計は、R4年9月までの実績に、R2年4月～R4年9月実績の月平均の6ヵ月分及びR4年10月施行分の制度改革の影響の推計値（約5,500人/月）を加算して算出。
- ・R5年度以降は、R2年4月～R4年9月実績（約42,000人/月）にR4年10月施行分の制度改革の影響の推計値（約5,500人/月）及び勤労者数減少率を見込み算出。

※2 新規運用指図者 (C+D)

- ・R4年度推計は、R4年9月までの実績に、直近1年の実績の月平均の6ヵ月を加算して算出。
- ・R5年度以降は、新規運用指図者 (C) がR4年度増加見込み分として3,000人が増加すると設定。これに加入者からの移行者を加算。

※3 新規自動移換者 (F)

- ・R4年度推計は、R4年9月までの実績に、直近1年の実績の月平均の6ヵ月分を加算して算出。
- ・R5年度以降は、R4年度と同数が新規自動移換者となると設定。

※4 年度末現存加入者

- ・新規加入者等から加入者資格喪失者を控除して算出。

※5 R6年12月施行分の制度改革の影響は含まれない。

報告事項(1)

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項 個人型年金規約第17条第2項に基づく報告

令和4年8月4日から令和5年2月27日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和4年9月1日	78	第一生命保険	自らが行う運営管理業務の追加及び再委託先受付金融機関である確定拠出年金サービスへの委託業務を追加
令和4年9月1日	775	お金のデザイン	住所を変更
令和4年10月1日	15	損保ジャパン DC 証券	再委託先受付金融機関として城南信用金庫、エムユーコミュニケーションズを追加
令和4年10月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である大阪信用金庫への再委託を解除
令和4年10月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として銚子信用金庫を追加
令和4年10月1日	71	みずほ銀行	再委託先受付金融機関として 31 農協を追加、4 農協の住所を変更
令和4年10月1日	753	りそな銀行	再委託先受付金融機関として兵庫県医療信用組合を追加、オリックス生命、トランスコスモスの住所を変更
令和4年10月1日	769	大和証券	再委託先受付金融機関として CONNECT を追加
令和4年11月1日	15	損保ジャパン DC 証券	再委託先受付金融機関である浜松磐田信用金庫の住所を変更
令和4年11月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である銚子信用金庫、三条信用金庫、きらやか銀行への再委託を解除

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和4年11月1日	223	SBI証券	自らが行う運営管理業務の追加
令和4年12月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である呉信用金庫、備前日生信用金庫への再委託を解除
令和5年1月1日	29	千葉銀行	再委託先受付金融機関であるエムユーコミュニケーションズへの委託業務を追加
令和5年1月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関として東京スター銀行、松阪証券、氷見市農業協同組合、たちばな信用金庫、宮崎太陽銀行、佐賀銀行、日田信用金庫を追加
令和5年1月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として滋賀中央信用金庫を追加、浜松磐田信用金庫の住所を変更
令和5年1月1日	775	お金のデザイン	再委託先受付金融機関である新生銀行の名称をSBI新生銀行へ変更
令和5年2月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である京都信用金庫への再委託を解除

報告事項(2)

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由
個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理 機関登録 番号	番号	運営管理 機関名	提示を始 める日	商品名	分 類		選定理由	特定 期間	猶予 期間	
					種 類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
30	1	東京海上日動 火災保険株式会 社	2020.1.1	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:新・八十二ゆとりプラン 個人型)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 八十二銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	2		2020.1.1	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:八十二ゆとりプラン 個人型)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 八十二銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	3		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:401k個人型年金プラン <東京海上日動>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 東京海上日動火 災保険)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	4		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:DC北洋プラン <個人型>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 北洋銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	5		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:401k個人型年金プラン <足利銀行・東京海上日動>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 足利銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	6		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:401k個人型年金プラン <群馬銀行・東京海上日動>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 群馬銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間

管理 機 関 番 号	番 号	運 営 機 関 名	提 示 を 始 め る 日	商 品 名	分 類		選 定 理 由	特 定 期 間	猶 予 期 間	
					種 類	個 人 型 年 金 規 約 第 9 1 条 第 1 項 の 分 類				
30	7	東京海上日動 火災保険株式 会社	2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:401k個人型年金プラン <阿波銀行・東京海上日動>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 阿波銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	8		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:いよぎんプラン <個人型>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 伊予銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	9		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・ イヤー・ファンド2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:大分銀行401k新サポート プラン<個人型>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 大分銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	10		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:新・宮銀ひまわりプラン <個人型>)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 宮崎銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間
	11		2023.1.1 (新規)	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド 2035,2045,2055,2065 (愛称:年金コンパス) (プラン名:かぎん個人型DC「みらい チケット」)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード:JP90C000J5T0 国際証券コード:JP90C000J5U8 国際証券コード:JP90C000J5V6 国際証券コード:JP90C000J5W4 (受付金融機関 鹿児島銀行)	ターゲットイヤーに退職時期を設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるリスク調整を行う投資信託です。“年齢”をリスク要素とするコンセプトやリバランスが自動的に行われる運用スタイルが初心者にも受け入れられやすいこと、また同カテゴリーの投資信託と比べて相対的に信託報酬が低いことから選定しました。 なお、ターゲットイヤーは購入者の生年月日に応じて判定します。	3か月	2週間